

様式第1号(第4条関係)

大玉村公告第 191 号

No.1

大玉村公告第162号に係る条件付一般競争入札執行の結果は、次のとおりである。

平成26年 6月11日

大玉村長 押 山 利 一

事業年度	26	業務委託名				平成26年度（仮称）大玉西部幹線横断道路測量調査設計業務委託			
工事番号	建第12号					履行期限		平成27年2月27日	
開札執行年月日	平成26年6月11日		発注方法	条件付一般競争入札					
審議番号						予定価格(税抜)		14,474,000 円	
路線・河川名						入札書比較調査基準価格		非公表	
委託場所・自	大玉村玉井字畑田(外) 地内								
委託場所・至									
業務概要	道路実施設計 L=1,690.0m								
業者コード			落札者の住所						
業者名			入札額及び再入札額(単位:円)			落札額(契約額)			
			福島県二本松市油井字道田51番地4						
有限会社武藤測量事務所	(1)	10,868,000	落札			10,868,000 (11,737,440)			
総合技術コンサルタンツ株式会社	(1)	10,917,000							
株式会社東昇コンサルタント	(1)	10,918,000							
株式会社日本測地コンサルタント福島支店	(1)	10,940,000							
株式会社阿部測量設計事務所	(1)	10,970,000							
株式会社大栄測地二本松営業所	(1)	11,145,000							
株式会社エースコンサルタント二本松営業所	(1)	11,200,000							
有限会社福島測量設計社	(1)	11,271,000							
阿部測量株式会社	(1)	11,500,000							
日本測地設計株式会社福島支店	(1)	11,914,000							
株式会社渡辺コンサルタンツ	(1)	12,200,000							
東北都市測量設計株式会社	(1)	13,345,000							
株式会社郡山測量設計社県北支店	(1)	13,500,000							
本宮測量設計株式会社	(1)	無効	調査基準価格未満のため						
新日本設計株式会社福島営業所	(1)	無効	調査基準価格未満のため						
株式会社新和調査設計	(1)	無効	調査基準価格未満のため						
株式会社東亜コンサルタント	(1)	無効	調査基準価格未満のため						
株式会社アーバン設計二本松営業所	(1)	無効	調査基準価格未満のため						

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

様式第1号(第4条関係)

大玉村公告第 191 号

No.2

大玉村公告第162号に係る条件付一般競争入札執行の結果は、次のとおりである。

平成26年 6月11日

大玉村長 押 山 利 一

事業年度	26	業務委託名	平成26年度 (仮称)大玉西部幹線横断道路測量調査設計業務委託		
工事番号	建第12号			履行期限	平成27年2月27日
開札執行年月日	平成26年6月11日	発注方法	条件付一般競争入札		
審議番号				予定価格(税抜)	14,474,000 円
路線・河川名				入札書比較調査基準価格	非公表
委託場所・自	大玉村玉井字畑田(外) 地内				
委託場所・至					
業務概要	道路実施設計 L=1,690.0m				
業者コード		落札者の住所			
業者名		入札額及び再入札額(単位:円)		落札額(契約額)	
株式会社武田コンサルタント	(1)	無効	調査基準価格未満のため		
西友測量設計株式会社	(1)	無効	調査基準価格未満のため		
株式会社都市開発設計	(1)	無効	調査基準価格未満のため		
陸奥テックコンサルタント株式会社	(1)	無効	調査基準価格未満のため		
有限会社佐藤測量設計事務所	(1)	無効	調査基準価格未満のため		
有限会社小野寺測量設計	(1)	無効	調査基準価格未満のため		
旭測地株式会社	(1)	無効	調査基準価格未満のため		
東邦測地有限会社	(1)	無効	調査基準価格未満のため		
渡辺エンジニアリング株式会社	(1)	無効	調査基準価格未満のため		
株式会社日本技術ガイドセンター	(1)	無効	調査基準価格未満のため		
有限会社流域測量設計事務所	(1)	無効	調査基準価格未満のため		
株式会社東日路政コンサルタント	(1)	無効	調査基準価格未満のため		
以下余白	(1)				
	(1)				
	(1)				
	(1)				
	(1)				
	(1)				

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。